

日本労働年鑑 第27集 1955年版

The Labour Year Book of Japan 1955

第三部 労働政策

第六編 社会保険および社会保障

第二章 健康保険法の改正等

健康保険法の一部を改正する法律

標準報酬の引上げ、療養給付期間の一年延長を内容とする健康保険法改正案が第一五国会に上程されたことに対し、日経連はこれの反対意見書を衆参両院議長、厚生、労働、予算各委員長、社会保障制度審議会宛に提出し、その中で、各社会保険の統合こそなにより先決問題であって、こうした単独改正はすべきではない、標準報酬の引上げは労使とも負担可能の限界に来ているので共倒れになる、又療養給付期間の一年延長に要する費用は全額国庫が負担すべきであることを強調した。そしてさらに日経連では、二月二四日健康保険連合会の総会で、重ねて健康保険の療養期間一カ年延長反対を決議し、国庫負担のない標準報酬の引上げによる療養期間延長反対、これが実施されれば多くの健康保険組合は財政的に破たんするであろうとの決議文を、関係各方面へ送付した。

改正法案は最初第一五国会に提出され衆議院で可決されたが解散のため審議未了となり、再びほとんど同一の内容をもって第一六国会に提出、七月二九日成立した。その要点は次の通りである。

一、標準報酬(第三条)従来最低二〇〇〇円最高二万四〇〇〇円の一九等級であったのを、二〇等級、最低第一級三〇〇〇円(報酬月額三五〇〇円未満)以上標準報酬及び報酬月額とも一〇〇〇円刻み、最高第二〇級三万六〇〇〇円(報酬月額三万四五〇〇円以上)とした。標準報酬の決定、改正の方法について従来は被保険者の賃金に変更がある度に事業主の届出にもとづいて変更していたのを、毎年一回八月一日、それ以前三カ月平均(五、六、七月)で決定し、これを向う一年間の標準報酬とすることにした。また保険料率及びその負担率は変化なく、それは次の通りとなる。

標準報酬報酬月額	保険料(うち事業主)	被保険者)	傷病手当三〇日分
第一級三〇〇〇円 (三五〇〇円未満)	一八〇円(九〇円)	九〇円)	一八〇〇円
第八級一万円 (九五〇〇円—一万一〇〇〇円)	六〇〇円(三〇〇円)	三〇〇円)	五九四〇円
第二〇級三万六〇〇〇円 (三万四五〇〇円以上)	二一六〇円(一〇八〇円)	一〇八〇円)	二万一六〇〇円

二、適用範囲(第一六条)従来任意加入であった土木、建築、教育、研究、医療、新聞、通信、社会福祉の事業が強制適用事業に含められたのであるが、事業の規模についての制限(従業員五人以上)はやはり撤廃されなかった。そしてとくに土木、建築業における加入者については、事務所(現場事務所を含む)で働く職員、守衛、自動車運転手、給仕、小使、及び元請、下請業者雇用の基幹要員に限定されている(施行通牒)。またこの範囲拡張による被保険者の増加を政府は約六〇万人と予想している。

三、療養期限(第五七条の三)家族療養を含み二年を三年に延長し、国家公務員共済組合なみにした。そしてこれにともなって障害手当支給のための廃疾程度の認定時期が同じく一年延長され、療養期間三カ年経過後とされた。但し傷病手当支給の期間は従前通り普通病六カ月、結核性のもの一年六カ月に止まっている。

この法律は八月一日法律第一一六号として公布、九月一日(一部は十一月一日)施行された。

船員保険法の一部を改正する法律

(八・一法一一九、一一・一施行)健康保険法の改正に応じたもので、療養の給付、傷病手当金及び家族療養費の支給期間を三年に延長し(第三一条)、障害給付の廃疾認定時期を療養の給付の開始後三年を経過したときとした(第四〇条、第四二条第三項)。

社会保険審査官及び社会保険審査会法

(八・一四法二〇六、八・一施行)社会保険実施上における被保険者請求による問題処理について従来、健保、厚年、船保の各法で規定していたものを統合し、審査会の組織を従来の厚生大臣任命による非常勤委員六名の三者構成(公、労、使)から、総理大臣が国会の同意を得て任命する委員長及び委員二名の常勤制に切替え、これを厚生大臣の所轄においた。審査会の委員長と委員は出身階層にかかわらず、社会保険に関する学識経験をもつものと規定してある。また審査請求の事項の範囲については、従来の保険給付の決定に関する事項のみから、被保険者資格の得喪、標準報酬の決定の問題にまで拡張された。七月一六日衆院本会議で長谷川保議員(社)は次のような反対討論をおこなった。

御承知のごとく、従来、健康保険法、船員保険法及び厚生年金保険法に基づく保険給付の処分に不服のある被保険者及び保険料の賦課、徴収、滞納の処分に不服のある事業主は社会保険審査会に審査の請求ができることとなっておりました。この審査会は、各六名よりなる被保険者、すなわち労働者代表、事業主代表、公益代表の三者構成によって民主的に公正な運営がなされ、被保険者の利益が守られて来たのであります。今回、政府は、最近の審査請求の増加と、現在百六十件の審査請求が未処理となっていること、さらに健康保険、厚生年金保険の適用範囲の拡大、日雇労働者健康保険の新設による今後の審査請求件数が二倍になるであろうという予想のもとに、従来の三者構成の民主的審査会は非常勤の委員のために非能率であるといたしまして、これを官制化し、新たに内閣総理大臣が国会の承認を得て任命する特別職たる常勤の三名の委員をもって処理せしめることとしたのであります。これによりますれば、従来審査会において決議権を持っていた被保険者代表及び事業主代表は、決議権を失って、単に会議に出席して意見を述べ得るにすぎないものと相なるのであります。

社会保障制度審議会が、本改正案に対し、審査会の三者構成について厚生省の反省を強く求めたるに対しまして、厚生省は、この勧告をいって曲解無視して、本改正を強行せんとする意図はいずこにあるのでありましようか。思うに、その第一は、スト規制法、MSA、刑事訴訟法の改悪等々と、一連の民主主義の進歩を阻害せんとする逆コース立法の一翼としての本法改悪であり、その第二の意図は、民主主義の価値を評価し得ざる官僚の独善が、民主的運営の非能率に籍口して官僚支配を一步前進せしめ、あわせて官僚古手の姥捨山を新たに一つでっち上げんとするものと断ぜざるを得ません。(拍手)もし、スト規制法を、正面切ってわが国民主主義の外ぼりを埋めんとするものであるとすれば、本法案は、大切な食糧の一つ一つを台所から盗み引き行く、日本民主主義に対するどぶねずみ法案だと断ぜざるを得ないのであります。

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
